

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

守山市長 様

届出者 住 所
氏 名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
建築物の建築または工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態または意匠の変更
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。
(いずれかに○をしてください)

記

- 1 行為の場所

守山市
- 2 行為の着手予定日

令和 年 月 日
- 3 行為の完了予定日

令和 年 月 日
- 4 設計または施工方法

建築物等の新築改築または増築	(1)	土地の区画形質の変更		区域の面積		m ²	
	(2)	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)					
		(ロ)			届出部分	届出以外の部分	合計
			(i) 敷地面積				m ²
			(ii) 建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²
			(iii) 延べ面積		m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
			(iv) 高さ 地盤面から m 前面道路から m		(vi) 用途		
			(v) 緑化施設の面積 m ²		緑化率 %	(vii)かきまたはさくの構造	
(3)建築物等の用途の変更		(イ)変更部分の延べ面積 m ²		(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途		
(4) 建築物等の形態または意匠の変更				変更の内容			
(5) 木竹の伐採				伐採面積 m ²			

【連絡先】

住 所			
氏 名		連絡先	

地区計画の区域内における建築物等の設計明細書

地区計画の名称

建築物関係	用途					備考	
	構造等		造 階建 (新築・改築・増築・移転)				
	設計の概要		届出部分	既存部分	合計		
		敷地面積			m ²		
		建築面積	m ²	m ²	m ²		
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²		
		建ぺい率	%	容積率	%		
		壁面後退	道路境界線より			m	
			敷地境界線より			m	
			境界線より			m	
			境界線より			m	
	形態・意匠						
	材料および色彩		仕上げ材料	色彩	明度	マンセル値	
		屋根			明・普通・暗		
		外壁			明・普通・暗		
工作物関係	種類	規模等(面積・高さ)		構造	色彩等		
	かき・さく						

- 備考
- 1 構造等については建築基準法によるとともに、該当するものに○をすること。
 - 2 屋根や外壁の材料については、使用材料および塗料材料を記載し、色彩については、色彩の記載をするとともに、明度の該当するものに○をすること。
 - 3 かきまたはさくなどについては、工作物欄に記載すること。
 - 4 改修および移転の場合は、行為前の設計明細書を添付すること。
 - 5 書式は、各2部提出すること。

別記様式第十一の二（第四十三条の十一関係）

地区計画の区域内における行為の変更届出書

令和 年 月 日

守山市長 様

届出者 住 所
氏 名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和 年 月 日

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

3 変更部分にかかる行為の着手予定日 令和 年 月 日

4 変更部分にかかる行為の完了予定日 令和 年 月 日

- 備考
- 1

届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2

届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することが出来る。
- 3

変更の内容は、変更前および変更後の内容を対照させて記載すること。

委 任 状

令和 年 月 日

守山市長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

行為の場所 守山市 _____

私は、下記のものを代理人と定め「都市計画法第 58 条の 2 第 項の規定に基づく
(届出・変更届)」の手続きを委任する。

記

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

事業所名 _____

連絡先 TEL 担当者 _____

添付書類（笠原, 石田, 荒見, 立田, 服部, 幸津川, 森川原, 布施野, 木浜, 赤野井, 矢島, 今市）

(1) 委任状

代理人が届出を行う場合は、申請書（様式第1号）に申請者の委任状（任意様式）を添付。

(2) 位置図

方位、道路、交通機関および著名な地形・地物などにより申請場所の位置が容易に確認できる図面。

(3) 配置図

縮尺、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内における工作物・木石等の位置、敷地に接する道路位置・幅員、計画道路の位置・幅員を記入。（縮尺 1 / 50 ~ 1 / 200 の範囲内）

※壁面後退の有効寸法を記載してください。 ※前面道路と敷地の高低差を記載してください。

※かき・さくの設置範囲（寸法）、高さ、構造を記載してください。目隠しフェンスを設置する場合は、事前に協議をすること。防犯・防災のまちづくりのため必要最小限かつ開放性のあるもので計画をしてください。

※北側斜線制限の検討を記載してください。

(4) 緑地配置図

敷地内の緑化部分を緑色で着色すること。図面余白部分もしくは、別紙に緑化面積の計算および緑化率を記載すること。

(5) 平面図

申請行為の平面図。ただし、建築以外の行為の場合は、現況および計画を対比できるようにすること。

（縮尺 1 / 50 ~ 1 / 200 の範囲内）

(6) 立面図

建築物又は工作物の2面以上の図。地盤面および前面道路の中心からの最高高を記載のこと。

※北側斜線制限の検討を記載してください。

※建物の全ての屋根（大屋根・下屋）は、必ず勾配屋根（1寸以上）にしてください。

※公共の場（道路）から屋根の勾配が見えるように計画し、集落景観と調和するよう努めてください。

（片流れ屋根を計画される場合は、公共の場（道路）から屋根の妻側または水下側が見えるよう勾配の方向に注意し、計画をお願いします。）

(7) 断面図 現況および計画を対比でき敷地境界線を記入した2面以上の図（工作物および土地の形質変更に限る）

(8) 丈量図 地積測量図、用地実測図、求積図（建築面積、各階の床面積を含む）など。

(9) カラー図面 屋根、外壁、フェンス、柵などを着色した図面

(10) 開発事業に関する工事検査済証(写) 開発許可に基づく敷地の場合は添付のこと。

(11) 開発許可時点の土地利用計画図 開発許可を要しない場合は、②のみ

① 縮尺【申請図面と同じもの】（カラー）1部 ② 縮尺【1/1,500】（白黒）1部（地形図修正に使用）

(12) 狭あい道路整備事業

地区施設（建築基準法第42条第2項道路）に接する敷地における狭あい道路整備について道路管理者と協議した協議申請書の写しを添付（協議のみの場合もその旨添付）

(13) 地区計画の届出に係る既存不適格建築物等調書

既存不適格土地への建築および既存不適格建築物の建築行為（増築、改築、建替え）を行う場合に、緩和措置を受けける場合は添付をお願いします。（当該届出で緩和措置を受けない場合でも、将来緩和措置を受ける可能性がある場合を含みます。）※既存不適格土地および建築物とは、地区計画決定以前に適法に造成および建築されたもの。

○景観に配慮したデザインについて

市街化調整区域の地区計画区域は、守山市景観計画の田園景観ゾーンに位置し、周辺の自然景観や集落景観と調和したデザインとする旨を方針として定めています。そのため、必ず建物の屋根は勾配屋根とするとともに、公共の場（道路など）から屋根の勾配が見えるように計画し、集落景観と調和するよう努めてください。

○開発許可に係る申請内容との整合について

市街化調整区域内の地区計画区域にあつては、都市計画法に基づく開発許可書との整合を図る必要がある為、許可書が発行されている場合は、当該建築行為における用途と整合しているか、事前にご確認ください。

異なる場合は、開発担当課と協議を行ってください。

○その他

守山市では、景観計画を平成 20 年 6 月 1 日より施行しており、建築物の建築等の行為を行う際には、景観計画に適合する必要があります。また、一定規模以上の行為を行う場合は、届出が必要となります。

添付書類（中山道, 岡・立入）

(1)委任状

代理人が届出を行う場合は、申請書（様式第 1 号）に申請者の委任状（任意様式）を添付。

(2)位置図

方位、道路、交通機関および著名な地形・地物などにより申請場所の位置が容易に確認できる図面。

(3)配置図

縮尺、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内における工作物・木石等の位置、敷地に接する道路位置・幅員、計画道路の位置・幅員を記入。（縮尺 1 / 50 ～ 1 / 200 の範囲内）

(4)緑地配置図

敷地内の緑化部分を緑色で着色。

(5)平面図

申請行為の平面図。ただし、建築以外の行為の場合は、現況および計画を対比できるようにすること。（縮尺 1 / 50 ～ 1 / 200 の範囲内）

(6)立面図

建築物又は工作物の 2 面以上の図。地盤面および前面道路の中心からの最高高を記載のこと

。

(7)断面図

現況および計画を対比でき、敷地境界線を記入した 2 面以上の図。（工作物および土地の形質変更に限る）

(8)丈量図

地積測量図、用地実測図、求積図など

(9)カラー図面

屋根、外壁、フェンス、柵などを着色した図面

その他

守山市では、景観計画を平成 20 年 6 月 1 日より施行しており、建築物の建築等の行為を行う際には、景観計画に適合する必要があります。また、一定規模以上の行為を行う場合は、届出が必要となります。